

遺伝子組換え食品の表示義務の拡大を求める意見書

遺伝子組換え作物については、輸入当初、食品への表示が義務化されていなかったが、地方議会における陳情や請願など、表示を求める消費者運動が広がり、2001年4月には、一部の食品への遺伝子組換え表示が義務化された。

しかし、現行の制度では、豆腐、納豆など一部の食品には表示義務があるものの、その義務は原材料の重量に占める上位3品目にとどまっているほか、混入が5%までなら「遺伝子組換えでない」と表示できるとされている。

さらに、組換えDNAによって生成したタンパク質が含まれていないものには、表示義務すら課されていない。

一方、EUでは、すべての遺伝子組換え食品への表示を義務付けており、意図しない混入率が0.9%以上で遺伝子組換えの表示をしなくてはならないとされている。

わが国においても、消費者保護の観点から、食品表示法や消費者基本法に、「消費者の権利」として「必要な情報が提供されること」、「選択の機会が確保されること」等が明記されている。

よって、政府においては、遺伝子組換え食品の表示義務を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）民主党・市民連合及び公明党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員